玉

整復師の施術

呆

国保が使えない場合があります

圕 町民税務課 国保年金係 ☎77 - 3913

症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合が 柔道整復師 (整骨院・接骨院)の施術には、その負傷原因や

しましょう。 負担となりますので、 国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己 施術を受ける前に柔道整復師とよく相談

国保Q&A

Q どんなとき? 保険治療の対象になるのは

ります。 A. このようなときが該当にな

※骨折、脱臼については医師の ・急性などの外傷性の打撲、 ど)、骨折、脱臼 挫、および挫傷(肉離れな 捻

筋肉、 関節のケガや痛

保険医療機関で同

の部位

0

の施術。

文化財めぐり

ウォーキングの

開催について

神崎町の文化財を見学し ながら、約3キロメートル

のコースを歩きます。

午前9時~

■集合場所

見学場所

の城貝塚

自己負担) **■定員** 15人

協議会

■開催日時 11月16日金

■参加費 無料(昼食代は

■申込み 保健センター

■締切り 10月26日金 **■主催** 芝山町保健推進員

午前9時15分受付

⑧ 保健センター

23 77 - 1891

保健センター

神崎神社·西

骨、 除く)。 同意が必要です(応急処置を

> しているとき。 で、その負傷原因がはっきり

のはどんなとき? 保険治療の対象にならない

A. このようなときは対象外に ・単なる(疲労性・慢性的な要 なる可能性があります。

因 脳疾患後遺症などの慢性病や の変わり目による体の痛み。 症状の改善のみられない長期 肩こりや筋肉疲労。季節

師の診断を受ける。

治療内容についてお尋ね することがあります

ご協力とご回答をお願いします。 康保険を使って柔道整復師の施 保険事業の適正な運営のために 照会がありましたら、国民健康 ただくことがあります。 認のため、**「整(接)骨院の施** 術を受けた場合、施術の内容確 **術内容調査票**」を送付させてい 領収証を保管していただき、 国保被保険者の方が、 国民健

ケンカや交通事故など第三者 治療、シップや痛み止めなど が原因となるもの。 の処方を受けている時。

※役場に届け出が必要です。 ・家族の付き添いで来たついで マッサージ代わりの利用。 に施術。慰安目的のあん摩、

柔道整復師の施術を正しく

特定健康診査を左記のとおり実 扶養者の方を対象とした、巡回

施しますので、対象となる方は

受けるには?

A. 次の4つを守りましょう。 負傷の原因を正しく伝える。

受診してください。

2. ど)をよく確認し、自分で記 入し捺印する。 (負傷部位・理由・治療日な 療養費支給申請書の内容

■開催日時

11月20日火 午前9時30分~

受付時間

11

3. 領収証をもらい保管する。 治療が長引く場合は一度医

> ■会場 時 30 分 芝山町役場南庁舎

対象者

健康保険組合・全国健康保険

協会(協会けんぽ)などに加入

している被扶養者

■健診費用 受診券に記載 一持参する物

さい) 加入中の社会保険にご確認くだ 受診券・保険証 (受診券は、

■ 内 容 特定健康診査

一詳細の問合せ (一社) 千葉衛生福祉協会

巡回 お知らせ |特定健康診査

8

❸ 町民税務課 国保年金係

社会保険に加入されている被

広報しばやま



国民年金

障害のある方をサポート

⑧ 町民税務課 国保年金係 ☎77 - 3912

きに受け取れる年金です。 る年金額は変わります。 障害基礎年金は、年金加入者が病気やけがで障害を負ったと 障害の程度などによって、受け取れ

■支給要件

①障害の原因となった病気やけ きに支給されます。 次の全ての条件を満たしたと の間にあること。 がの初診日が、次のいずれか

20歳前または60歳以上65歳未 国民年金加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受 み (国内に住んでいる方の の年金未加入期間

②障害の原因となった病気やけ 給している方を除きます。 がによる障害の程度が、 (初診日から1年6カ 障害

または2級の状態になってい 合はその日 カ月以内に症状が固定した場 月経過した日、または1年6 したときに、 障害等級の1級 または20歳に達

③初診日の前々月までに保険料 期間 を納めた期間、保険料の免除 納付猶予期間、 学生納

詳しいお問い合わせは

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

納がないこと。または20歳前 べき期間の3分の2以上ある に初診日がある場合。 付特例期間の合計が、 直近1年間に保険料の未 加入す

一受け取れる年金額

ます。 る子がいる場合は、 2級・・・779, 受給者に生計を維持されてい 1級・・・974, 加算があり 3 0 0 円 1 2 5 円

・1人目・2人目… 3人目以降… 各224,300円

各74,800円

ので、まずはご相談ください。 度を利用できる場合があります す。納付が難しいときは免除制 給できなくなる可能性がありま 【注意】保険料の未納期間があ 障害になった場合でも受

献血にご協力をお願いします!

🗈 保健センター **2** 77 - 1891

保健センターに千葉県赤十字 血液センターの移動献血車が来 て献血を行います。医療に必要 な血液は、まだ人工的に造るこ とができず、献血による血液に 頼っています。皆さまのご協力 をお願いいたします。

■日時 10月24日(水) 午前10時~11時45分 午後1時~2時

■会場



業です。 施している事 入を財源に実 の受託事業収





コミュニティ助成事業

地域の安全のために ⑧ 総務課 行政係 ☎77 - 3903

を整備しました。 て、機能別消防団員の安全装備の充実を図るために編上安全靴 町では、宝くじの助成金(コミュニティ助成事業)を受け



※コミュニティ助成事業とは、

宝くじの社会貢献広報事業と

災害時に活動する際の安全が確

保されることが期待されます。

されました。今後、

に編上安全靴で、